

やまなし農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、災害に強い施設園芸産地づくりを進めるため、老朽化等により十分な耐候性がなく、災害被害防止対策が必要な農業用ハウスの補強等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、農業用ハウス強靱化緊急対策事業実施要綱（平成31年2月7日付け30生産第1826号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、農業用ハウス強靱化緊急対策事業補助金交付要綱（平成31年2月7日付け30生産第1827号農林水産事務次官依命通知。以下「国の交付要綱」という。）、農業用ハウス強靱化緊急対策事業実施要領（平成31年2月7日付け30生産第1983号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）及び山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象等)

第2条 この補助金は、実施要綱の別表に定める取組主体の「4 農業者の組織する団体」（以下「取組主体」という。）が実施する事業に対し、市町村が補助する事業に要する経費について、予算の範囲内で市町村に交付するものとし、その補助対象経費、補助率は別表のとおりとする。

(補助金の交付申請等)

第3条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、別に定める日までに補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の申請書を提出するにあたり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、前条の補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い市町村長に通知するものとする。

2 知事は、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

3 知事は、前条第2項ただし書きの規定による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付条件)

第5条 知事は、規則第6条の規定に基づき、交付決定に次に掲げる条件を付するものとする。

2 市町村長は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第2号)を提出して知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない軽微な変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。この場合の軽微な変更とは、別表の「重要な変更」の欄に掲げる変更以外のものとする。

3 市町村長は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を提出して知事の承認を受けなければならない。

4 市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第6条 市町村長は、規則第8条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付の決定のあった日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出することができる。

(着工)

第7条 事業の着工は、原則として交付決定に基づき行うものとする。ただし、実施要領第7の5の規定に基づき交付の決定より前に着工する場合にあっては、交付決定前着手届(様式第4号)により、知事に届け出なければならない。

(遂行状況報告)

第8条 市町村長は、補助金の交付の決定があった年度の12月31日において、事業遂行状況報告書(様式第5号)を作成し、翌年の1月10日までに知事に提出し、事業の遂行状況を報告しなければならない。ただし、次条第2項の規定による概算払請求書兼事業遂行状況報告書を提出する場合は、これをもって当該報告書に代えることができる。

(補助金の交付)

第9条 補助金の交付は精算払いとする。ただし、知事が必要と認める場合には、概算払いにより交付することができる。

2 市町村長は、前項ただし書きの規定により概算払いを受けようとするときは、概算払

請求書兼事業遂行状況報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

- 3 市町村長は、概算払いにより補助金の交付を受けた場合においては、当該補助金を遅滞なく交付しなければならない。

（実績報告）

第10条 市町村長は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書（様式第7号）により、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に報告しなければならない。

- 2 第3条第2項ただし書の規定により交付の申請をした市町村長は、前項の実績報告書を提出するに当たり、消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、その金額を補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 額の確定後に消費税仕入控除税額が明らかとなった場合は、市町村長は、消費税等仕入控除税額報告書（様式第8号）により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において知事は、返還条件を付して額の確定を行うとともに、本項前段の報告に基づき消費税仕入控除税額の返還を命ずるものとする。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について補助金等の額の確定のあった日の翌年6月15日までに、同様式により、知事に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けたときは、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを検査及び必要に応じて現地調査等を行い、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村長に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 知事は第5条第3項の規定による中止若しくは廃止の申請があった場合又は規則第15条第1項各号に該当する場合は、第4条の規定による交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、規則第16条の規定に基づき、市町村長に、知事の定める期限内に当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 市町村長は、補助金の交付の決定が取り消されたときは、当該取消しに係る部分に対する補助金を知事の定める期限内に返還しなければならない。

- 4 市町村長は、規則第16条各号の事由によって補助金の返還を命ぜられたときは、規則第17条第1項により知事の定める額の加算金を納付しなければならない。

(書類の保管)

第13条 補助金の交付を受けた取組主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で当該財産の耐用年数に基づく処分制限期間を経過しない場合においては、国の交付要綱の様式第8号による財産管理台帳その他の関係書類を、整備保管しなければならない。

2 補助金の交付を受けた市町村長及び取組主体は、この補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。ただし、取得財産等の処分制限期間が5年を超える場合においては、処分制限期間中は関係書類を整備保管しておかなければならない。

(補助金調書)

第14条 市町村長は、補助事業に係る歳入歳出予算の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、国の交付要綱の様式第9号による補助金調書を作成しておかなければならない。この場合において、同様式の表に「国」とあるのは、「県」と読み替えるものとする。

(財産の管理等)

第15条 取組主体は、補助対象経費（事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第16条 取得財産等のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年9月26日政令第255号）第13条第4号の規定により農林水産大臣が定めた機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加額が50万円以上の機械及び器具とする。

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定により財産の処分が制限される期間は農林畜水産業関連補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条の規定により定める処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 処分を制限された取得財産等については、前項の財産処分制限期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、取り壊し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

4 市町村長は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第9号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 5 知事は、前項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、取り壊し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(災害被害財産等に係る承認申請等)

第17条 市町村長は、天災又は自己の責に帰さない事由による火災等により利用することが困難となった取得財産等について、復旧が不可能であると判断した場合であって、当該財産処分に係る収益がないことが明らかなきときは、前条にかかわらず、災害報告書(様式第10号)により、知事に報告し、補助関係が終了することの確認を求めることができる。

- 2 知事は、前項の報告書の記載内容が事実と相違ないと判断できる場合には、補助関係の終了の確認を行うものとする。ただし、災害報告書に記載されている復旧が不可能との判断に疑義がある場合には、前条に従った手続きを指示することができる。

(書類の提出)

第18条 本要綱により提出する書類は、正副2部を所管する農務事務所に提出するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年8月6日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表

補助対象経費	補助率	重要な変更
実施要綱に基づいて行う事業に係る次に掲げる経費	当該補助対象事業費に対し	1 事業の中止又は廃止 2 取組主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増
(1) 被害防止技術講習会等の開催に要する経費	定額	4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減
(2) 既存ハウスへの被害防止対策に要する経費	1/2以内	